



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 規 則	
○長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 政 策 課
○長崎県林業開発促進資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	林 政 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更の届出	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出	"
・保安林の指定の予定	林 政 課
・公示送達（3件）	"
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	"
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 正 誤	
○平成31年4月2日付け長崎県公報第10812号中	経 営 支 援 課

規 則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第1号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則（平成20年長崎県規則第18号の6）の一部を次のように改正する。

別表第3の1備考中「騒音計」を「騒音計」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第12号から様式第17号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第18号中「保全地域野生動植物保護地区内動植物」を「保全地域野生動植物保護地区内野生動植物」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第19号から様式第22号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第24号裏中「第11号」を「第8号」に改める。

様式第25号裏中「(1)～(3)」を「(1)～(7)」に、「(4) 第59条第5項」を「(8) 第59条第5項」に、「(5)～(7)」を「(9)～(11)」に改める。

様式第27号裏中「(1)～(4)」を「(1)～(9)」に、「(5) 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものが悪臭の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者」を「(10) 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものがばい煙、粉じん、汚水、廃液又は悪臭の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者」に、「(6)及び(7)」を「(11)」に改め、

「第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

(6) 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものがばい煙、粉じん、汚水、又は廃液の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

を削る。

様式第28号裏中「(1)～(6)」を「(1)～(10)」に、「(7)」を「(11)」に改める。

様式第29号裏中「快適な環境」を「、快適な生活環境」に、「特に」を「、特に」に改める。

様式第31号中「第102号」を「第102条」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

長崎県林業開発促進資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第2号

長崎県林業開発促進資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県林業開発促進資金貸付条例施行規則（昭和34年長崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第5号特約条項第3条を次のように改める。

（経理上の措置）

第3条 乙は、この貸付金の利息が発生する場合は、毎年度の利息相当額を長期未払費用として計上しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整備	西口 勇作	長崎県佐世保市早苗町434-2			令和元年5月17日

長崎県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、

その例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	森田 雄貴	長崎県五島市松山町 576-3	マッスル整骨院 長崎県五島市大荒町186-1	平成31年3月1日
新				佐々木整骨院 大荒院 長崎県五島市大荒町186-1	

長崎県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

(再 開)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	再開年月日
清水歯科医院	清水 康裕	長崎県島原市亀の甲町乙1696-4	平成31年4月11日

長崎県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
そうごう薬局 西海大島店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利	長崎県西海市大島町1825-1	令和元年6月1日	令和7年5月31日
医療法人優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院	医療法人優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院 理事長 本多 直嗣	長崎県諫早市山川町35番地8	令和元年6月1日	令和7年5月31日
医療法人 英恵会 川田整形外科	医療法人 英恵会 理事長 川田 英人	長崎県大村市小路口町249番地1	令和元年5月1日	令和7年4月30日
ふじやま歯科クリニック	藤山 俊明	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1096番地 ASKビル2階店舗A	令和元年6月1日	令和7年5月31日

医療法人 松本耳鼻咽喉科	医療法人 松本耳鼻咽喉科 理事長 松本浩司	長崎県五島市池田町2-17	令和元年6月1日	令和7年5月31日
医療法人 浦口医院	医療法人 浦口医院 理事長 浦口 貴	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷163番地	令和元年5月1日	令和7年4月30日
ひとつばたご薬局	有限会社 メディケアファーマシー田口 代表取締役 田口 淳一	長崎県対馬市上対馬町比田勝623-2	令和元年6月1日	令和7年5月31日
亀山薬局並木通り店	株式会社亀山薬局 代表取締役 亀山 貴康	長崎県南島原市西有家町須川1666-3	令和元年6月1日	令和7年5月9日
長与薬局なの花	株式会社 なの花 代表取締役 富永 律子	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷459-2	令和元年6月1日	令和7年5月31日
諫早記念病院訪問看護ステーション	医療法人宏善会 理事長 高橋 恵美	長崎県諫早市天満町2番26号	平成31年4月1日	令和6年3月31日
やまもと歯科クリニック	山本 宗章	長崎県西彼杵郡時津町野田郷137-1	令和元年6月1日	令和7年5月31日
立石産婦人科医院	立石 由紀子	長崎県諫早市栄町7-6	令和元年5月16日	令和7年5月15日
みちこくりにつく	高橋 美智子	長崎県諫早市福田町2367-1	令和元年5月20日	令和7年5月19日
伊藤歯科クリニック	伊藤 順也	長崎県諫早市高城町4番3号	令和元年6月1日	令和7年5月31日

長崎県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
川田整形外科	川田 英人	長崎県大村市小路口町249番地1	平成31年4月30日
医療法人 こいで小児科	医療法人こいで小児科 理事長 小出 真澄	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷75番地10	平成31年4月30日

長崎県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	大村市医師会訪問看護 ステーション	一般社団法人大村市医師会 会長 朝長 昭光	長崎県大村市協和町779番地	所在地	平成31年4月1日
新			長崎県大村市本町458番地 2 中心市街地複合ビル3階		
旧	そうごう薬局 白土湖店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県島原市湖南町6896- 1	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村東店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市東本町524	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市西大村本町 210-5	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村駅前店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市東本町143	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村幸町店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市幸町25-72	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 大村古賀島町店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市古賀島町 1777-1	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 ミヤノ店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県平戸市宮の町606	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局 いづはら東里店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市厳原町東里 290-6	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			

旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市巖原町田淵 792番地	開設者	平成31年4月1日
新	いづはら田淵店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市豊玉町仁位 166番地6	開設者	平成31年4月1日
新	豊玉店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市美津島町鶏 知乙520-16	開設者	平成31年4月1日
新	対馬広域センター店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市美津島町鶏 知乙1170	開設者	平成31年4月1日
新	対馬中央店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県壱岐市郷ノ浦町東 触813-1	開設者	平成31年4月1日
新	郷ノ浦店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県壱岐市郷ノ浦町志 原西触20-5	開設者	平成31年4月1日
新	壱岐店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県壱岐市芦辺町芦辺 浦606-1	開設者	平成31年4月1日
新	芦辺店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	そうごう薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県西海市大島町1825- 1	開設者	平成31年4月1日
新	西海大島店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			
旧	大洋堂薬局	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県南松浦郡新上五島 町青方郷2324	開設者	平成31年4月1日
新		総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利			

長崎県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南島原市口之津町丙字上三隅田1385、1387の1、1402
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第78号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和元年5月10日長崎県告示第9号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南島原市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

(1) 住所 南島原市深江町乙1997

氏名 柴田 達郎

(2) 住所 南島原市深江町乙1970

氏名 山本 幸範

(3) 住所 南島原市口之津町丁4708

氏名 松尾 ナツヨ

(4) 住所 南島原市深江町乙2005

氏名 生駒 サツエ

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

(1) 南島原市深江町乙字中尾尻1991の2

(2) 南島原市深江町乙字中尾尻1987の1、宇山ノ寺2160

(3) 南島原市口之津町丁字アナゼ平4797の1

(4) 南島原市深江町乙字中尾尻1982

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第79号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和元年5月14日長崎県告示第14号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南島原市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 南島原市布津町丙1936-1
氏名 本多 勸十郎
- (2) 住所 南島原市布津町丙4119-2
氏名 吉岡 トミカ
- (3) 住所 南島原市布津町丙892
氏名 吉岡 政國
- (4) 住所 南島原市布津町丙1014
氏名 小嶋 八百蔵
- (5) 住所 島原市有馬船津町1024
氏名 中村 清香
- (6) 住所 東京都杉並区松庵南町1丁目9-16
氏名 阿部 満子

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 南島原市布津町丙字梅ノ木口1264
- (2) 南島原市布津町丙字西亀ノ首4032の1、4032の3
- (3) 南島原市布津町丙字梅ノ木口1263の4
- (4) 南島原市布津町丙字梅ノ木口1240
- (5) 南島原市布津町丙字梅ノ木口1263の5、字西亀ノ首4030、4035、字南天ヶ瀬4119の1、4122
- (6) 南島原市布津町丙字梅ノ木口1239、1250

3 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第80号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和元年5月17日長崎県告示第18号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南島原市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 南島原市西有家町里坊1918
氏名 増田 喜利
- (2) 住所 南島原市西有家町里坊30
氏名 金子 源六
- (3) 住所 南島原市西有家町里坊187
氏名 一ノ瀬 將生
- (4) 住所 南島原市西有家町里坊161-1
氏名 本多 清也
- (5) 住所 南島原市西有家町里坊673-第1

氏名 松尾 睦喜

2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- (1) 南島原市西有家町長野字棚石4846の1
- (2) 南島原市西有家町長野字棚石4846の1
- (3) 南島原市西有家町長野字棚石4846の1
- (4) 南島原市西有家町長野字棚石4846の1
- (5) 南島原市西有家町長野字棚石4846の1

3 保安林として指定された目的

水源の涵養

4 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町丙字岸ノ下496番2地先から 南島原市深江町丙字岸ノ下497番1地先まで	前	16.7~17.0	6.1	
	後	17.0~52.1	6.1	

長崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 有川新魚目線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町奈摩郷字サナギ泊1314番14地先から 南松浦郡新上五島町奈摩郷字サナギ泊1314番39地先まで	前	11.1~15.9	118.8	
	後	13.9~36.9	119.2	

長崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町奈摩郷字サナギ泊1314番14地先から 南松浦郡新上五島町奈摩郷字サナギ泊1314番39地先まで	令和元年6月21日

長崎県告示第84号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用航空機ベル式429型（J A03NP）「さいかい号」定期年次点検整備

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から令和元年7月19日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
 - シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を含む場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)の(3)から(5)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
させば五番街
長崎県佐世保市新港町2番1号 外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工物産課

一般競争入札の実施（公告）

警察用航空機の定期年次点検整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 整備名
警察用航空機ベル式429型（J A03N P）「さいかい号」定期年次点検整備
 - (2) 整備の内容
警察用航空機ベル式429型（J A03N P）「さいかい号」定期年次点検整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
 - (3) 整備期間
令和元年8月19日から令和元年12月20日まで（124日間）
 - (4) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得

ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和元年長崎県告示84号）に示した入札の参加審査を受け、航空機修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和元年7月19日
- 4 入札参加条件
- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
 - (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者。
 - (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （電話）095-820-0110 内線2235
- 6 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和元年7月31日17時00分まで（県の休日を除く。）とする。
 - (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
- (1) 場所 長崎県警察本部警務部会計課3階入札室
 - (2) 期日 令和元年8月1日 13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 10 郵送による場合の入札書の受領期限等
- (1) 受領期限 令和元年7月31日 午後5時00分必着
 - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
 - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただ

し、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Periodic maintenance of the Bell model 429(JA03NP), a Police aircraft 'SAIKAI'
- (2) Fulfillment Period:
August 19, 2019 through December 20, 2019
- (3) Time-limit for the submission of tender:
5:00 pm. July 31, 2019
- (4) Date and time for the opening of tender:
1:30 pm. August 1, 2019
- (5) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2235

正 誤

平成31年4月2日付け長崎県公報第10812号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
616	6から8	ただし、 <u>経営革新関連特例又は経営力向上関連特例</u> を利用する場合は、年率 <u>0.40%</u> とする。	ただし、 <u>経営革新関連特例又は経営力向上関連特例</u> を利用する場合は、年率 <u>0.40%</u> とする。
616	6から7	ただし、 <u>経営革新関連特例保証</u> を利用する場合は、年率 <u>0.4%</u> とする。	ただし、 <u>経営革新関連特例保証</u> を利用する場合は、年率 <u>0.40%</u> とする。
617	24	<u>年率0.20%</u>	<u>年率0.20%</u>
617	24	<u>年0.20%</u>	<u>年0.2%</u>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト